10　償却率

規則別表第３第１表の減価償却費の欄の「償却率」は、車両以外については別表４－１の１供給地点当たり合計の共同住宅・単独住宅別の償却率を、車両投資については別表４－２の償却率を用いるものとする。

11　適正な経費率

規則別表第３第１表のその他経費の欄の「適正な経費率」は、15パーセントとする。

12　事業報酬率

規則別表第３第２表の「事業報酬率」は、2.38パーセントとする。

13　導管配分比率並びに労務費及び車両配分比率

規則別表第４の「導管配分比率」及び「労務費及び車両配分比率」は、別表８のとおりとする。

14　軽減係数

規則様式第１第３表の⑷租税課金（固定資産税）の「軽減係数」は、0.46とする。

別表１

原料価格の１立方メートル当たりガス料金への換算係数

所在地＼使用原料	い号液化石油ガス	ろ号液化石油ガス	い号、ろ号併用
北海道、青森県、岩手県及び秋田県に所在する供給地点群	0.215	0.225	0.220
	0.210	0.219	0.215
沖縄県に所在する供給地点群	0.202	0.209	0.205
	0.197	0.204	0.200
その他に所在する供給地点群	0.210	0.220	0.215
	0.204	0.215	0.210

㈱　上段：私営事業者、下段：公営事業者

別表２

１供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値

（単位：立方メートル）

都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値
北海道	6.7	埼　玉	14.8	愛　知	12.7	鳥　取	10.9	佐　賀	10.3
青　森	8.9	千　葉	14.0	岐　阜	14.2	島　根	11.8	長　崎	10.9
岩　手	10.4	東　京	14.8	三　重	14.8	岡　山	10.1	熊　本	9.5
宮　城	14.0	神奈川	15.3	福　井	11.8	広　島	12.7	大　分	9.2
秋　田	8.5	新　潟	8.5	大　阪	13.7	山　口	10.8	宮　崎	10.1
山　形	13.7	長　野	13.0	兵　庫	11.5	徳　島	10.1	鹿児島	10.8
福　島	13.5	山　梨	10.9	滋　賀	13.0	香　川	9.5	沖　縄	7.8
茨　城	13.4	静　岡	12.2	京　都	12.9	愛　媛	9.7		
栃　木	13.6	富　山	8.7	奈　良	13.1	高　知	11.9		
群　馬	12.3	石　川	10.9	和歌山	10.7	福　岡	10.7		

㈱　100.4652メガジュール（24,000キロカロリー）

別表３

特定製造所の標準所要面積

（単位：平方メートル）

貯蔵量による区分	容器の種類	第２種保安物件に対する離隔方向			
		１方向の場合	２方向の場合	３方向の場合	４方向の場合
３トン未満	50キログラム容器	127	211	295	295
	貯　槽	124	282	439	525
３トン以上５トン未満	50キログラム容器	137	243	349	373
	500キログラム容器	359	359	419	445
	貯　槽	139	294	449	538
５トン以上７トン未満	50キログラム容器	166	286	406	431
	500キログラム容器	433	433	493	524
	貯　槽	141	300	459	548
７トン以上９トン未満	50キログラム容器	195	336	476	501
	500キログラム容器	440	440	500	531
	貯　槽	152	313	474	565
９トン以上10トン未満	500キログラム容器	481	481	540	574
	貯　槽	155	319	483	573
10トン以上15トン未満	貯　槽	163	327	491	583
15トン以上20トン未満	貯　槽	206	393	581	734
20トン以上30トン未満	貯　槽	258	476	694	915
30トン	貯　槽	387	674	961	1336
30トン超	必要に応じ別途定める				